

「青森県住宅政策検討委員会」第4回委員会

日 時 令和3年11月17日(水) 13時30分

場 所 青森県観光物産館アスパム 6階 岩木

次 第

1 開会

議 事

- 2 ① 第3回委員会の議事報告等
- ② 青森県住生活基本計画(素案)について

3 閉 会

○配布資料

資料1:第3回委員会 議事要旨等

資料2:青森県住生活基本計画(素案)

資料3:青森県住生活基本計画(素案)概要

資料4:今後のスケジュール

青森県住宅政策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民の豊かな住生活の実現を図ることを目的として、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「青森県住生活基本計画」という。）を策定するための基本的な方針、目標その他の事項を検討する青森県住宅政策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 住宅政策の基本的な方針に関すること。
- (2) 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標に関すること。
- (3) 住生活の安定の確保及び向上の促進に必要な住宅施策に関すること。
- (4) その他、青森県住生活基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会にワーキンググループを置く。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、県土整備部建築住宅課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月16日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止する。

別表

青森県住宅政策検討委員会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
国立大学法人弘前大学 大学院地域社会研究科	教授・科長	北原 啓司
公立大学法人青森県立保健大学 大学院健康科学研究科	教授	反町 吉秀
学校法人八戸工業大学 工学部土木建築工学科	准教授	小藤 一樹
青森県リフォーム推進協議会	会長	川島 芳正
公益社団法人青森県宅地建物取引業協会 (青森県居住支援協議会)	会長 (会長)	藤林 吉明
青森県優良住宅協会	会長	伊藤 廣光
公益財団法人青森県老人クラブ連合会 女性部委員会	女性部副部長	石澤 キミエ
一般財団法人医療と育成のための研究所清明会 保育所型認定こども園 大浦保育園	園長	相馬 玲子
社会福祉法人青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室	室長	葛西 裕美
特定非営利活動法人青森県防災士会	代表理事・会長	小山内 敬子
あおもり創生パートナーズ株式会社 地域デザイン部	部長	松田 英嗣

※順不同